

(案)

資料 2—2

個 情 第 〇 〇 号
令和 4 年 11 月 〇 日

総務大臣 寺田 稔 殿

個人情報保護委員会委員長
丹野 美絵子
(公 印 省 略)

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (案) について (回答)

電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 168 条及び電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 (令和 4 年政令第 343 号) 附則第 2 項の規定に基づき、総基事第〇号をもって協議のあった件について、異存はない。